

すい建設関係の物件の市への寄附にともないます。一般表彰の議案を
ご承知して、議案四十六号から逐次説明を申しあげてまいり
たいと存じます。

すい議案四十九号は武蔵野市内にお住すいの子林寅吉および
武田平の二氏が玉川上水にかゝる平和橋を寄附していただいたこと
のため、表彰条例第三条第三号の規定に基づきまして公益のため
に多額の金品を寄附してくださったものとして両氏を一般表彰しよう
とするものでございます。

なお参考のために申しあげますが、多額の金品を寄附された
者とは、具体的には個人の場合は十万元以上、法人および団体の
場合は五十万以上の寄附をなさすものでございます。また物件
の場合はその評価額がはつきりしない場合は、市長がその評価額を
定めることになつております。

次の議案四十七号も表彰条例第三条第三号に該当いたします
多額の金品を寄附された方に対する一般表彰でございます。
本議記さいのとおり内出亮一氏以下七人の地主さんから武蔵野地区に

従前からござりました巾二メートルの水道用地、オ十四水源からの水道管
布設用地の両側一メートルづつ地主さんから寄附を受けまして用地を拡
内し、内四メートル、長さ九十八メートルの市道七十七号線を増設いた
しましたことに関係する地主各位の表彰でございます。

次の議案四十八号も道路用地の寄附に対する関係地主各位の一般
表彰でございます。場所は市営牛浜野球場裏のかきねにわたった巾

二メートル、長さ六十二メートルの道路およびこれに隣連する巾二、五
メートル、長さ十八メートルの道路の二本をござりますして、本案に記さ
しのとおり田中小四郎氏以下三人の地主さんから道路用地の寄附を
受け、従来の私道を市道に改めされたことに対する一般表彰ござ
ります。

次の議案四十九号も道路用地の寄附に関する関係地主さんの一般
表彰でございます。寄附受領の場所は奥多摩街道から清水坂に
おける道路の市道一七号線拡内工事とこれに交差しております市
道一一五号線改良工事のための敷地四十六、二平方メートルを本案に
記さいのとおり山茂興業合資会社より寄附を受けたことにもござ

一般表彰をシヤリます。

次の議案五十一号も同じく道路用地の案付に対します関係地主各位の一般表彰をシヤリますが、案付の受領の場所は熊川地区をシヤリまして、八高線に沿っていますこの市道一九一号線の東側に所在しています。市道住宅付近の道路用地をシヤリまして、四メートル、長さ三十七メートルおよび四メートル、長さ十三メートルの計二本の道路用地の案付をシヤリまして、本案に記さのとおりに関係地主である森田昇一および木村貴一の二氏を一般表彰しようとするものでシヤリます。

議案五十一号は思償のU字溝改修工事に対する施行者の一般表彰をシヤリます。本案記さのとおりに昭島市の株式会社拝島不動産は原々各戸地区において八高線に沿っている市道六六五号線の既設のU字溝延長六十七メートルを全部新らしいものに取り替える工事を思償で実施したことに對する表彰をシヤリます。

議案五十二号は思償の道路舗装に對する施行会社の一般表彰をシヤリます。舗装の場所は武蔵野地区をシヤリまして、



本案に記さのとおりに豊島区の西武建設株式会社から、拝島のボーリング場裏側に所在します巾三メートル、長さ三十メートルの道路の舗装工事を思償で実施したことに對する表彰をシヤリます。

以上の議案四十六号から議案五十二号までの七議案はいずれも個人の場合には一人につき十万元以上、法人の場合には一社につき五十万以上の物件の案付と認めここに一般表彰の措置をとるべく提案した次をシヤリます。

議案五十三号は表彰条例第三条一号に該当いたします市の公益、福祉の増進に尽力した者に對する一般表彰をシヤリます。本案に記さのとおりに宗教法人熊川神社は昭和三十九年十二月から現在に至るまで神社の境内の一部、三千八百平方メートルを実質的には熊川公園として思償で市に提供し、積極的に市の公園行政に協力していただいております。以上八議案を審議いたしましたきまして、満場一致で各議案を決定あらんことをお願い申しあげまして、説明を終りさせていただきます。

以上八議案を審議いたしましたきまして、満場一致で各議案を決定あらんことをお願い申しあげまして、説明を終りさせていただきます。

○議長(末次性男君) 以上、提案理由の説明を終わりました。
このより本案に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上の質疑を終ります。

おはかりいたします。ただし議題とされており、議案が四十六号より議案が五十三号までについては原案とあり同意することにより異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 異議なしと認めます。よって議案が四十六号より議案が五十三号についてはいずれもこれに同意することにより決定いたしました。

○議長(末次性男君) この際日程が二十九から日程が三十一までを一括いたします。

日程が二十九議案が五十四号福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程が三十議案が五十五号福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程が三十一議案が五十六号福生市表彰条例に基づく一般表彰について
以上三件を一括して議題といたします。

朗読を省略し、ただちに本案について提案理由の説明を求めます。
助役篠崎俊夫君

(助役篠崎俊夫君登壇)

○助役(篠崎俊夫君) この一括して審議をいただきます案件は、いずれも教育関係物件の市への案件にともないます。一般表彰が、表彰として、例外として一件だけ同一の案件からあわせて道路用地の案件をソタテております。

その後は議案の順序によって説明を申しあげます。
議案が五十四号は、小四小学校への市の不十分の案件は、いままして、案件者は本案に記さないとあり、中福生二町内にお住いの田村晴二氏でございます。案件はしてソタテました。

くせいは大変大きなものでございまして、ただいま市立小学校の雨天体育場と木造校舎の間に植えてございしますが、高さが七・五メートルで、幹の太さが一番下で〇・五メートルございします。なお枝のしゅってゐる直径は五メートルもあるのございします。議案五十五号は田村半十郎氏からの案付にとりやう一般表彰をございします。田村半十郎氏からの案付は本案に記さないとおり二件をございまして、その一は市立小学校に対する電子オルガンとすの案付、その二は市道でありました道路敷地の案付をございまして、場所は銀座通りの延長の市道七十九号線に沿った敷地、幅三・六メートルの長さ、八メートルの案付をございします。以上二件を合わせまして田村半十郎氏を一般表彰をしようとするものでございします。

議案五十六号は能半地区にございします西村医院の院長であります西村邦康氏からの新刊図書二百七十八冊の案贈に対する一般表彰であり、案贈を受けました書籍は福祉会館の

二階の図書室にすゑに納めており、広く市民の閲覧に供してゐる次をございします。

以上三議案ともすゑの案付者が個人でございしますのゑ、それがいち十万円以上の案付と認め、表彰条例第三条の公益のために本市に多額の金品を案贈した者に該当するものとして表彰しようとするものでございします。

何とぞ満場一致、ご決意確定あらんことをお願いいたします。

○議長（末次性男君） 以上を提案理由の説明を終りました。

こいより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上を質疑を終ります。

おはかりいたします。ただいま議題となつております議案五十四号より議案五十五号については原案とあり、こいに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。よつて議案五

十四号より五十六号については、いずれも同意することに決定いたしました。

○議長（末次性男君）　こゝより三時四十五分まで休憩いたします。

午後三時二十九分　休憩

午後三時四十五分　開議

○議長（末次性男君）　休憩前に引き続き、今議を開きます。

この際日程才三十二から日程才三十四までを一括して議題といたします。

日程才三十二議案才五十七号福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程才三十三議案才五十八号福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程才三十四議案才五十九号福生市表彰条例に基づく一般表彰について

以上三件を一括して議題といたします。

朗読を省略し、ただちに本案について提案理由の説明を求めます。

（助役篠崎俊夫君登壇）

○助役（篠崎俊夫君）　最後に一括が審議をいただきます表彰関係の案件は、いずれも社会福祉に関連いたします。善行または市への物件案件に対する一般表彰を申し上げますが、議案の順序に従っての説明を申し上げます。

議案才五十七号と議案才五十八号は児童遊園地の敷地を提供してくださっている地主さんに対する一般表彰を申し上げます。議案才五十七号は本案記さいのとおり羽村町にお住いの石川昌男氏から武蔵野地区にあります才三都営住宅の南側にある同氏所有の空地一千八百三十八平方メートルを、昭和四十年六月から児童遊園地として武蔵野野合へ無償でお貸しいただいて、そのことに對する表彰を、貸借契約は三年に相なつてゐるの申し上げます。

議案才五十八号も本案に記さいのとおり南地区の石川慶一郎氏から

武蔵野会館の隣りにござります。同氏所有の空地七百二十六平方メートルを昭和四十二年十月から児童遊園地の用地として武蔵野町会に無償でお貸しいただいておりますことに對する表彰で、貸借契約は三年と相なうてござります。

以上ご説明を申しあげました二議案はソレぞれ表彰条例第三条の四号に規定しております。本市市民に著しい特功により、一般の鏡とすることにふさわしい者に該当するものと認めまして一般表彰しようとするものでござります。

議案第五十九号は個人で十平方以上の物件の寄付に對する一般表彰条例に於て、鍋一地区の小堺仁七氏におかれましてはつくし保育園にケットジム一基と砂場用臼よけ一式を寄贈くださいます。この寄贈は表彰条例第三条の三号の公益のために本市に多額の金品を寄贈した者に該当いたしますので表彰しようとするものでござります。

以上三議案のご審議をさせていただきました。満場一致で決ま確定あらんことをお願いいたします。



○議長(末次性男君) 以上の提案理由の説明は終了しました。

このより本案に對する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上の質疑を終ります。

おはかりいたします。ただいま議題となっております議案第五十七号より議案第五十九号については原案とありこれに同意する

ることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) ご異議なしと認めます。よって議案第五十七号より議案第五十九号についてはソレぞれこれに同意することに

決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第三十五請願第四号雨水の排水処理に関する請願書を議題といたします。

事務局長として請願書の朗読をさせていただきます。

(島田議事事務局長朗読) 別添参照

○議長(末次性男君) 朗読を終りました。

紹介議員貴井喜代次君から本趣旨の説明を求めます。

(一番貴井喜代次君登壇)

○一番(貴井喜代次君) 指名がありますので、僭越ではありますがありますが、ただいま議題となっております請願第四号に対し紹介議員を代表して私から本趣旨の説明の労をとらせていただきます。

本請願の場所と内容、状況等についてはただいま朗読させていただきましたとおりですが、さらに詳細について補足説明をいたします。

請願地区は福生駅東に一帯からの排水が村屋種吉氏の東側を流し、さらにまた福生ハム工場周辺からの排水が流れ、さらに上石工務店前の側溝やアサノセメント工場側の側溝等が青梅線に沿った側溝に合流する等、六本からの市道の排水を受けける流末地区であり、したがって請願内容のとおり少しの降雨量でも側溝がはんらんし、さらに降雨量の多いときは各業排水を含む汚水が庭からさらにまた床下等に浸水し悪臭がふんぷんとして、夏を前に

住民の心労もまた大なるものがあるということにシヤシヤして、側溝の改修を要望する声が大きくなっておりますのでここに請願とびつた次第にシヤシヤします。私も過去数回現地をつぶさに視察し、地域住民の苦衷を理解し、あえて紹介の労をとった次第にシヤシヤします。

何とぞ本議令におかれすして市民の心労のほどを了とさいまして、本請願の趣旨が一日も早くかなえられますよう一層のお力添えをお願いいたしますして私の紹介説明を終ります。

○議長(末次性男君) 以上紹介議員の趣旨説明を終りました。こゝより本件請願に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上、質疑を終ります。

請願第四号についてはお手もとにご配付の別紙付託表のとおり建設委員会に付託いたします。

○議長(末次性男君) 日程第三十八請願第五号老人クラブ運営費

補助に關する請願書を議題といたします。

事務局長として請願書の朗読をいたさせます。

(島田議、今事務局長朗読) 別添参照

○議長(末次性男君) 朗読を終りました。

紹介議員石川繁治君から本趣旨の説明を求めます。

(十三番 石川繁治君 登壇)

○十三番(石川繁治君) 指名をいただきましたのは、はた僭越ではありますが、請願や五号について紹介議員を代表いたしました趣旨説明を行います。

本請願はたゞし朗読をされましたように市の老人クラブ連合会に對して財政援助をお願いしたいというのが趣旨でございます。現在市内の十八の老人会には市から応分の援助が行なわれておりますが、この連合会には援助が行なわれておりません。このため連合会の運営費はその十八の各町内の老人会が負担しております。これは連合会も地域の老人会も十分な運営ができませんために今回の請願となつたわけでございます。

福 生 市 議 会

老人クラブ加入者は、すなわち市発展のため、町の基礎を築かいた方々であり、また常に老人をいたわり新しい余生を送つていただくために福祉行政の推進は市長の方針にあり、くり返して述べられたいものである。

何とぞ議員各位のご理解をいただき、この請願が早期に実現されるよう本請願を採択くださるよう心からお願い申しあげまして趣旨説明といたします。

○議長(末次性男君) 以上紹介議員の趣旨説明を終りました。

このより本件請願に對する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上の質疑を終ります。

請願や五号についてはお手もとに配付の別紙付託表のとおり厚生委員会に付託いたします。

○議長(末次性男君) 日程や三十七陳情や五号議案の議決を要する契約金額の引き上げに關する陳情書を議題といたします。

事務局長として陳情書の朗読をさせていただきます。

(島田議令事務局長朗読) 別添参照

○議長(末次性男君) 本陳情書についてご意見がありましたらお願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上ご意見を終ります。

陳情書五号についてはお手紙とご配付の別紙付託表のとおり総務委員会に付託いたします。

○議長(末次性男君) 日程が三十八陳情書六号(夏期手当等)に関する陳情書を議題といたします。

事務局長として陳情書の朗読をさせていただきます。

(島田議令事務局長朗読) 別添参照

○議長(末次性男君) 本陳情書についてご意見がありましたらお願いいたします。

○十九番(大野行夫君) 本陳情書は近隣市町とも関連があると思わ

いますので、理事者側においてこの取り扱いをしていただくたいと思っております。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) おはかりいたします。ただいま大野行夫

君から、本件は理事者に一任したい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するに「異議」ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 「異議なし」と認めます。よって陳情書六号は理事者一任とすることに決定いたしました。

○議長(末次性男君) この際おはかりいたします。市民から請願書

および陳情書の提出があり、議会運営委員会の了承を得ておりますので、日程に追加したいと思いますが、これに「異議」ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 「異議なし」と認めます。よって追加日程

とし、議題とすることに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 追加日程第一請願第六号交番設置に関する請願書と議題といたします。

事務局長をして請願書の朗読をいただきます。

(島田議令事務局長朗読) 別添参照

○議長(末次性男君) 朗読は終了しました。

紹介議員宮沢良一君から本趣旨の説明を求めます。

(二十番 宮沢良一君 登壇)

○三十番(宮沢良一君) ただいま指名をいただきましたので僭越ではあります。本請願の紹介議員を代表して簡単に補足説明を申し上げます。

この武蔵野地区は一般行政面の立ち遅れという点も議令において主張されましたが、治安維持の面から考えれば基地前と拝島駅に交番はあつたものの同地区の最近における工場や一般住宅の増大により、必然的に事件もふえてきていることなどを考え周辺地域住民

の治安に対する不安はつづいてあります。特にボーリング

場ができてからはひたくり等軽犯罪がふえてあります。昔と

違って知能的かつスピード感にあふれた交番に連絡していただくには

すばやく、泣きぬいりもかなりあります。基地集約等も控

えこの地区に交番があればというのが地域住民の願いであります。

幸いに之を体交差付近に市有地が若干あると聞き及んであります。

で、こういう点も担当委員会において審議願は是非本請願の趣

旨が早期に実現されるよう関係方面に働きかけたいたくようお

願いいたします。紹介説明を終わります。

○議長(末次性男君) 以上で紹介議員の説明は終わりました。

これより本請願に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

請願第六号についてはお手もとに配付の別紙付託表のとおり総務委員会に付託いたします。

